おんじゅく 7

昭和56年7月
第214号
千葉県御宿町役場

ナイス・ショット！（ゲートボール練習会から）

海岸売店元年の年

―汚染防止大作戦―

観光協会長　金井英一郎

観光協会では、海岸売店の売買の問題を重く見て、昨年十一月以来検討を重ねてきましたが、次のような汚染防止大作戦を展開することに決定しました。

一、海岸売店にきびしい減点基準の適用

海岸売店は夏の御宿を代表する第一線の業者で、事実上「観光御宿の顔」です。その評判の良し悪しが、御宿の将来に重大な影響を及ぼします。御宿のゴールデン・エリアである海岸砂地で商売できる人は、町民のなかでも非常に恵まれた立場にあるわけで、きびしいルールを要求されることは当然です。次のような減点基準によって、違反者はきびしく減点され、点数のなくなった者は出店資格を失います。

御宿海岸売店違法行為減点基準（持点30点）

No	チェックポイント	減点数	備考
1	名儀の又貸し	30	一切認めない
2	共同経営	30	一切認めない
3	営業区域違反	30	許可地域以外の場所で営業行為をしたもの
4	暴力行為	30	暴力行為全般
5	威嚇的言動	20	威嚇的行為全般
6	出張客引行為	20	駅前駐車場及び路上での呼込行為をしたもの
7	構造及び規模違反	15	設置基準をこえ、又は形状を変えたもの
8	設置期間及び原形復元の履行	10	許可期間をこえて原形復元しないもの
9	環境保全・保健衛生上好ましくない行為	5	環境美化
10	会費・分担金等の滞納	5	期間内にきちんと納める

注　1．減点30点の者は、許可書を取り消す。
2．減点はすべて、次年度出店の選考基準とする。
3．特に悪質なものに対しては、上記の減点数にかかわらず、協会の機関決定で出店を取り消すことがある。
4．協会で認めた売店数以外のものについては、区域のいかんを問わず出店を認めない。

※この減点基準は、御宿町海岸売店組合で申し合せ、御宿町観光協会で機関決定したものである。

御宿海岸売店違法行為減点基準に関する内規　昭和55年11月

減点による出店の選考基準（注・基準日を7月1日とする。）
1．25点減点の者は、次年度30日間の営業停止　2．20点減点の者は、次年度25日間の営業停止
3．15点減点の者は、次年度20日間の営業停止　4．10点減点の者は、次年度15日間の営業停止
5．5点減点の者は、次年度10日間の営業停止

会費・分担金等の納期限
1．納期限は、当該年度の8月30日とする。

二、駅前の〝無料送迎バス〟禁止

海岸売店の、いわゆる〝無料送迎マイクロバス〟は、企業努力の現れであるという主張もありますが、実態は予約客の出迎えではなく、不特定多数の客に対する客引行為であって、観光御宿の玄関に見苦しい姿を展開しているとの非難がしきりです。

少なくとも駅前の交通混乱の原因となっていることはたしかで、また法令違反のおそれも多分にあります。

今年から〝無料送迎バス〟は全面的に禁止となります。違反者は減点基準の出張客引行為にあたり、次年度二十五日間の営業停止となります。

●海水浴客でにぎわう御宿海岸

三、海岸売店の位置くじ引き実施について

海岸売店の設置については、町観光協会が出店希望者をとりまとめ、国に一括申請をなし、申請者観光協会に対する許可に基づき、観光協会の指定する面積、区画、位置で〝ひと夏の営業〟を許可される。

それ以上の何ものでもありません。あくまでも〝ひと夏の許可〟です。所有権も借地権も得たわけではありません。

ところが最近この許可を権利のように思い、耳を疑うほどの高額で売却しようと考えている業者が見受けられます。ひどい話です。みんなの財産である国有地や公有地が、勝手に売買されて良いわけがない。何よりも問題なのは、これが暴力組織介入のもとになることです。最近一番の大きな問題となっていることです。

もうひとつ、場所の良し悪しが原因の紛争が絶えないこと。このため公平の原則を打ちだす必要がある。

こんな理由で、出店位置をくじ引きできめることになりました。六ヵ月の間会議を重ねた結果、今年から実施します。東京の中央市場でも、四年に一回くじ引きで出店の位置交換が行われています。全く同じ考え方です。

くじ引きに参加しない人は、出店許可を取消します。

四、うるさすぎる放送の規制

迷子や尋ね人の放送を一日中やっていて、うるさくてたまらないとの声がしきりです。

その通りだと思いますので、今年は改善します。中央、岩和田、浜の三拠点に、黄色いテントのセンターを作ります。なるべく無線で用を足す。重要度の低い、くだらない呼び出しは規制する。商業放送は契約条項があるので全廃できないが、できるだけ廃止に近づけます。

サイレント・ビーチ。〝静かな海辺〟を目ざします。

五、監視体制

監視員を何人増やしたからとて、何万の海水浴客を見張ることは無理。自分で気をつけてもらわなければ。外国の一流地では監視員の姿はほとんど見かけません。

看板が立っています。

SWIM AT YOUR OWN RISK

〝あなた自身の危険に於て泳げ〟

〝あなた自身の責任で泳ぎなさい〟

この考え方の普及につとめます。

そして監視員は量よりも質。そのかわり、ミオや水泳禁止区域、青旗、黄旗、赤旗の説明は十分にすることに努力します。

六、〝アミーゴ御宿〟運動

〝友だち御宿〟御宿へ来た人はみな仲間。

こんな運動をじわじわと展開して、より楽しい海の御宿、ムード作りを心がけます。

以上

「妨害禁止仮処分」裁判の内容は……

市東袈三郎さん他五名が、六月十七日、町長、観光協会長他を相手どって一宮裁判所に提訴した、「妨害禁止仮処分」という裁判の内容は次の通りです。

一、私たちには「専属使用権」がある。つまり、御宿海岸砂地の特定の場所を独占して使用する権利がある。

二、国有地を借り受ける許可は、大原土木出張所(国)から、私たち個人に直接おりているものである。

観光協会は書類のとりまとめだけの存在であって、許可権のある私たちの売店のことに口を出す権利は無い。

くじ引きで位置交換を指示するなど、越権行為である。

三、つまり、町及び観光協会は私たちの売店建設を妨害している。

その妨害を禁止するよう裁判を求める。

これについての裁判が、六月二十四日、一宮裁判所で行われました。裁判の結果は次の通りです。

一、海岸売店の「専属使用権」は認められない。

二、国有地占使用許可は、御宿町観光協会長に与えられている。観光協会長は各個の売店に対し、指示監督する権利と責任をもっている。

三、従って、提訴した訴訟は棄却する。

追記 (6月29日)

なお、この6名の人たちは

一、専属使用権はない

二、観光協会の指示に従う

三、売店は権利として売れない

四、減点基準を守る

の4項目を認め、署名捺印しました。

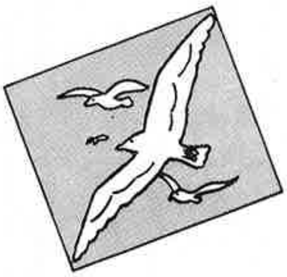

献血者名簿

性　名	住　所	血液型	性　名	住　所	血液型
伊藤　竹子	須　賀193	A	吉　田　勇	新　町487	A
河西　辰男	〃　443−4	A	吉野　弘子	〃　494	B
河西　鈴江	〃　〃	B	吉野　長康	〃　308	O
神定　英子	〃　592	A	吉野　二三	〃　533	A
神定みち枝	〃　578	A	渡辺要之助	〃　445	A
武田　友子	〃　2208	B	青木　澄子	六軒町490	A
鈴木　祐子	〃　2208−30	O	秋場　元子	〃　433	B
滝口　義雄	〃　572	O	石田　義広	〃　156−9	A
鶴岡　富子	〃　485	A	押田ふみゑ	〃　442	A
鶴岡三代子	〃　408	B	斉藤千枝子	〃　499	O
中島はるを	〃　559	B	坂倉　トヨ	〃　359	AB
深井恵美子	〃　552	B	芝井　欣子	〃　486	AB
入江いち子	浜　408	B	高梨由利子	〃　429	B
江沢　優子	〃　2643	O	田中とよ子	〃　366	O
君塚　総子	〃　403	O	米良　勝子	〃　490	A
君塚　義洋	〃　454−1	B	岩瀬さつ子	岩和田951	A
武田ちかえ	〃　443	B	貝塚美津子	〃　874	O
高梨けい子	〃　2163	A	加藤　恵次	〃　987	O
鶴岡　静子	〃　393	O	木原　政吉	〃　866	A
三上　信雄	〃　1715	O	関野　芳恵	〃　1058	A
渡辺ふみ江	〃　166	A	田村美恵子	〃　1063	A
井上まさ子	高山田802	A	野村　幸枝	〃　940	B
岩瀬　郁子	〃　1479	B	松下恵美子	〃　1130	A
滝口　和廣	〃　1072	B	吉野富美子	〃　729	B
峯岸　正弘	〃　2092	A	吉野　和子	〃　954	A
伊丹　夕二	久　保2214	O	白鳥　毅	実　谷25	O
市原龍三郎	〃　2141	B	吉野ひろ子	〃　1119	O
市原ひろ子	〃　2150	B	新井　守	上布施2267	O
井上ちい子	〃　1997	B	石井　典子	〃　1615	A
岩瀬　はま	〃　2153	A	石井　高晴	〃1944	B
古山八重子	〃　2469	B	井上美津子	〃　1545	O
斉藤　友子	〃　2139の2	A	君塚　博	〃　3670	B
嶋田　敏通	〃　598の1	A	佐藤　理一	〃　2189	O
高梨美佐子	〃　2163	B	佐藤　和子	〃　3555	B
塚越　増江	〃　2200	O	鈴木　郁夫	〃　3470	A
西宮　俊之	〃　2040	A	高橋　敬乃	〃　810	O
吉野もり子	〃　2648	B	吉野　勇	〃　3537	B
渡辺　明久	〃　2220	O	吉田　正子	七　本41	O
渡辺　久子	〃　〃	O	吉田　洋子	〃　386	O
渡辺　達士	〃　2145	O	吉田　和啓	〃　41	O
池田日出夫	新　町91の43	A	麻生　実	町　外	A
石井　英子	〃　509	O	飯島　孝子	〃	A
井上　信子	〃　170	A	江沢　輝明	〃	AB
植村　政信	〃　417	O	江沢　惇	〃	A
尾後貫克己	〃　393	B	岩瀬さい子	〃	B
神定　たま	〃　552	O	小高　鶴江	〃	B
君塚しず子	〃　414	A	亀田　三枝	〃	O
鈴木　茂子	〃　495	B	黒岩　裕一	〃	B
鈴木　隆子	〃　231	O	恋塚　静枝	〃	O
中島マサ子	〃　739	O	塩原　幸子	〃	B
西川　浩代	〃　494	O	鈴木　春雄	〃	A
増田　幸枝	〃　459	O	関谷　重子	〃	O
室田　弘子	〃　225	B	森川　茂	〃	A
村田　栄一	〃　276	A	渡辺きよ子	〃	O
村田　礼子	〃　〃	A	計	109名	

愛の献血
ありがとうございました

●献血で成人病の検査もできます

6月26日に実施しました献血に左記の多くの方々(109名)からご協力いただき、どうも有難とうございました。献血は健康な人だけができる大きな助け合いです。ご協力いただいた血液はむだなく活用され、献血への心づくしは人々に幸福の輪を広げています。血液は骨髄(骨の内部にある軟かい組織)一部はリンパ腺で生まれ、赤血球・白血球・血小板・血しょうに分かれそれぞれの役割を果たします。それらの量や配分がくずれ、多くなったり、少くなったりすると病気になるわけです。しかし血液にも寿命があり(赤血球は120日位・白血球・血小板は10日位)私達の体内には、生まれたばかりの血液もあれば、寿命に近い血液もあります。では献血をすると血液が足りなくなりはしないかという問題ですが、献血一回量は200mℓ、血液は生きものですので量は数時間で回復しますが、血球数が回復するまでには数週間かかります。この為1ヶ月以内の献血はできないことになっています。私達の体には5ℓ～6ℓの血液がありますが、この血液の量は体にとって絶対必要な量ではありません。もしそうならば少しの出血で貧血になったり生命が危険になったりするはずです。献血しますと、血液型・貧血・血圧・肝臓・腎臓・コレステロール等の検査を無料で受けることができます。つまり、献血で成人病の早期発見ができるわけです。町では年2回献血を行っていますので是非ご利用下さい。比重が低かった方は、食事・日常生活に注意し、早く治すようにしましょう。

※献血手帳は大切に保管しましょう

◇ゆずり合い　ゆっくり走ろう　ちばのみち

夏の交通事故防止運動の実施について

7月21日(火)から8月20日(木)までの1ヵ月間にわたり夏の交通事故防止運動が実施されます。御承知のとおり、県内及び町内の交通事故は、増加の一途をたどっています。またこの時期は、海水浴シーズンと児童生徒の夏休みが重なり重大事故が多発する傾向にあります。今回の運動の重点は

- **夏休み中の子供の交通事故防止**
- **自転車、原動機付自転車、自動二輪車の交通事故防止**
- **無謀運転の防止**
- **暴走族の追放**

です。町民の皆さん、もう一度、自分の交通マナーをチェックして、多発する交通事故に歯止めをかけましょう。

第十四回夷隅支部　＝消防操法大会から＝

7月1日夷隅支部消防操法大会が大原町総合グランドで開催されました。

この大会は、消防団員の日頃の練習の成果をひろうしあい、消防操法技術の向上と意志高揚を図り地域防災体制の確立を目的として行われています。

御宿町からは第一分団（久保）がポンプ自動車の部に参加し、きびきびとした操法をひろうしました。

●健闘した第一分団団員の面々

健康で有意義な夏休みを過ごさせるには

夏季休業中の子どもの指導

子どもたちにとっては、四十日もの長い期間にわたっての楽しい夏休みが近づいてきました。

各小中学校では、夏休みを有意義に過ごせるように、十分な話し合いや指導をしていますが、なんといっても、生活の中心が家庭になりますので、保護者の指導が重要です。

次のことに注意をして、子どもたちに、健康で楽しい夏休みをすごさせたいものです。

健康で安全な生活

暑さに負けず、規則正しい生活を送らせると共に、進んで健康、体力の保持増進に努力させましょう。

○水泳は、その日の健康状態をよく観察して、水泳のルールをしっかり守るようにし、監視員や指導員のいない場所や、危険な場所での遊泳はさせないように注意してください。

○交通安全のルールを守る

道路の正しい歩き方、安全な自転車の乗り方、オートバイの無免許運転の防止など、地域ぐるみで指導の強化をはかりましょう。

夏は車の数も増えます。車の直前直後の横断には特に気をつけさせましょう。

○危険を伴うがん具や、花火には十分注意するように指導しましょう。

子どもの遊び場を点検確認して事故防止に万全を期しましょう。

問題行動の防止

夏休みは、子どもたちの行動範囲が広くなり、問題行動が多くなる傾向があります。

○子どもの交友関係や服装に注意しましょう。

○外出時には、外出先、用件、帰宅時間を家族に告げられるように指導しましょう。

○見知らぬ者からの誘いかけには絶対に応じないように指導しましょう。

○夜間の外出は、できる限り避け、やむを得ない場合は保護者が同伴しましょう。

○夏休みは、ふだん不足している親子の対話をとりもどす良い機会です。できるだけ会話を持つとともに、年令に応じた家庭内の仕事を分担させて働く喜びを体得させましょう。

自主的な生活習慣を

子どもが自分で計画をたて、運動、学習や趣味などを進んで行うことは、それぞれの個性を伸ばすことになります。

○実行可能な計画をたてるように指導し、実行した時には大いにほめるようにしましょう。

○早寝、早起きの励行や、朝の涼しいうちに、学習や読書をするように心がけさせましょう。

○長い夏休みでないと出来ないような、観察や実験、更に趣味にあった学習などを積極的にやらせることも大切です。

◉作文

こうつうじこ

御宿小　小田島文栄

きょうは、おとうさんのいもうとの、なみねえちゃんが来たので、おかあさんが、夕はんのごちそうをつくっていた。わたしたちも、なみねえちゃんが来たから、うちの中でよろこんでさわいでいた。

とつぜん、「ズズズズーウ、ガッチャン。」と大きな音がした。

「あっ、じこだ。」

おかあさんがさけぶなり、大いそぎで、外へはだしでとびだした。わたしたちも、あとからとびだした。なみねえちゃんも、はだしでとびだしてきた。おとうさんが、いちばんさいごにでてきた。きんじょの人たちも、みんなでてきた。

見ると、車とオートバイのじこだった。オートバイがたおれていて、高校生のおにいちゃんが、「ウウウーン。」とくるしそうにうなっていた。口からほっぺたのあたりが、血でまっ赤になっていた。どうろにも、血のかたまりが、ぼたぼたおちていた。

高校生のかおが、だんだんあおくなってきた。そのうちに、まっさおになってしまった。わたしは、それを見ていて、なんだか、気もちがわるくなって来た。

その時、車からおじさんが二人おりてきた。オートバイのところへ行ったり、たおれている高校生のところへ行ったり、また反対の方にかけていったり、もどってきたりして、おろおろしていたので、おとうさんが、「きゅうきゅう車をよべよ。」とおかあさんに早口でいった。おかあさんは、む中でうちの中へ入って、電話のじゅわきをとった。おかあさんの、ダイヤルをまわす手は、ふるえていた。みんなは、まだおろおろしている。

「あと、十五分ぐらいかかるってよ、どうする。」と家の中からおかあさんのこまったような声がした。

「じゃ、いいよ。」

「しょうがねえな、パトカーをよべよ。」といった。みんな、なにをしていいかわからなくなって、ただつっ立っていた。

おとうさんがおちついていて、車のおじさんに「だいじょうぶだから、いしゃへつれていけ。」といった。くるしそうにしているおにいさんを、みんなでだきあげ、そうっと車にのせた。おじさんは、あおざめたかおをして、車をはしらせた。

わたしは、だいじょうぶかしら、といのる気もちで、車のうしろをじっと見おくった。

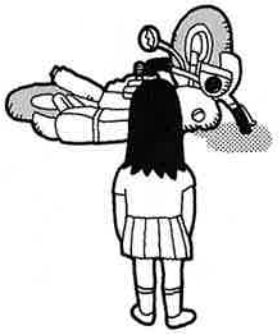

しばらくして、「ピーポー、ピーポー。」とさいれんをならしながら、パトカーが大いそぎで来た。パトカーの赤いランプが、うちの中までまっかになってうつっていた。パトカーからおりて来たけいさつかんは、じこの時のようすをみんなに聞いていた。

私は、ただおそろしくて、おかあさんにかじりついていた。足がガタガタして、とまらなかった。

いしゃにつれていったおじさんが、帰って来た。けいさつかんは、そのおじさんに、いろいろと話を聞きながら、道ろにチョークで×や○や△のしるしを、つけていた。そして、まきじゃくではかったり、せんを引いたりしていた。あたりは、もう、うすぐらくなっていた。

オートバイにのっていた高校生は、スピードを出しすぎて、カーブをまわりきれないで、右がわへきてしまってのしょうとつだった。高校生は、「は」が、たくさんおれて、せ中にも、けがをしていた。ここでは、二回もおなじようなじこがあった。

さっきまで、たのしく、なみねえちゃんたちとさわいでいたのに、きゅうに、じこという、おそろしいものを、見てしまった。

いつも、学校から帰ると、わたしは、む中であそびに出かける。

その時、おかあさんが、「車に気をつけるんだよ。」「とびだしちゃだめよ。」という。

また、いない時は、手紙にかならず「車に気をつけるんだよ。」「とびだしちゃ、だめよ」と書いてある。

もう、何回も聞いたことばだ。でも、いつもあそびに行くのに、む中になって、かけ出してしまうことが多い。

これからは、

「車に気をつけるんだよ」

「とびだしちゃ、だめよ」

このことを、しっかりまもって、こうつうじこを、おこさないように、したいと思います。

あの日のできごとで、じこのおそろしさがよくわかったからです。

◉災害を受けた時の税金

所得税の軽減・免除が受けられます

集中豪雨、地震、火事などで家や家財などに被害を受けたとき、所得税が免除されたり、軽減されます。

この〝税金の減免〟には雑損控除によるものと災害減免法（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律）による方法の二種類があります。

雑損控除による方法

住宅や家財などの損害額が、その年の所得金額の十パーセントを超えるとき、その超えた額が雑損控除として、課税対象から除外されます。

ただし、別荘や宝石など生活に直接必要でない資産の損害は対象になりません。

災害減免法による方法

災害を受けた人のその年の所得金額が四百万円以下で、損害額が住宅や家財の価額の二分の一以上のときに適用されます。所得税の軽減額は、所得により別表のようになります。

災害減免法による所得金額と所得税の軽減額の関係

その年の所得金額	所得税の軽減額
200万円以下の場合	全額免除
200万円超～300万円以下	2分の1の軽減
300万円超～400万円以下	4分の1の軽減

軽減・免除を受ける手続

雑損控除や災害減免法による所得税の軽減・免除は、最終的には翌年の確定申告で受けるときになっていますが、確定申告前でも、次のような場合は税の軽減・免除が受けられます。

事業所得者の場合

自宅で商売などしている事業所得者等で、予定納税をしている人が災害を受けたときは、予定納税額の減額承認申請書を税務署に提出することができます。この場合災害を受けた月日や、雑損控除か災害減免法かによって申請書の提出期限が違います。

サラリーマンの場合

サラリーマンが災害を受けた時は、その年の見積もり合計所得金額に応じて、源泉所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。

徴収猶予の場合は、災害を受けた日以後、最初の給与をもらう日の前日までに勤務先に徴収猶予の申請書を提出します。

また、還付を受ける場合は、勤務先で源泉徴収済みの証明書をもらい、それを添えて、還付申請書を住所地の所轄税務署に直接提出してください。

サラリーマンの場合も、最終的には、翌年の確定申告によって精算することになっています。

詳しくは最寄りの税務署でおたずねください。

任意加入者は未納のままにしておくと通算されません

ご主人が、厚生年金、船員保険または共済組合に加入している奥さんは、ご自身の考えで、国民年金に加入することができます。

国民年金に加入し、保険料を納めた期間と加入しなかった期間（カラ期間といい、結婚後のご主人の厚生年金などに加入していた期間は、国民年金に加入していなくても、加入したものとみなして、年数だけは計算される）を合わせて、原則として二十五年以上になれば、六十五歳から通算老齢年金が受けられます。

ただし、国民年金に加入しても、保険料を納めない期間があると、この期間は、年金を受けるもととなる期間や、カラ期間にもならないので、このために年金が受けられないことがあります。

もし、保険料を納められなくなった場合は、すぐ、国民年金の加入をやめる手続きをしてください。

詳しいことは、役場年金係におたずねください。

☆

第六回国民年金写真コンクール実施のお知らせ

千葉県及び千葉県国民年金協議会では、県民の国民年金制度に対する認識を深めることを目的に、国民年金写真コンクールを次のとおり実施します。

(1)実施の時期

●応募作品の受付

昭和五十六年七月一日から十月九日まで

●審査

昭和五十六年十月中旬

●入賞者発表

昭和五十六年十一月上旬

●表彰

昭和五十六年十一月上旬

(2)作品の募集要領

●題材

年間を通じての県内の風景、行事、名所旧跡、文化財、風俗など広報紙の表紙に適したもの。

参考広報紙の発行時期、一月、二月、五月、七月、八月、十一月。

●サイズ

カラープリント、キャビネ以上四ツ切りまで。

●締切り

昭和五十六年十月九日必着

●応募規定

ア　応募作品の裏面に応募票をはる。

イ　入賞は一人一賞とし、応募作品は、未発表のもの。

ウ　応募作品は、原則として返却しない。

エ　入賞通知を受けたら、ただちに、ネガを提出する。

●応募のあて先

千葉市市場町一―一国民年金課まで。

(3)賞

推選　一名、賞状、賞金五万円
千葉県知事賞
小西六写真工業㈱賞

特選　三名、賞状、賞金二万円
千葉県国民年金協議会長賞
千葉県市長会長賞
千葉県町村会長賞
小西六写真工業㈱賞

入選　十名、賞状、賞金五千円
楯、小西六写真工業㈱賞

佳作　二十名、記念品
小西六写真工業㈱賞

(4)審査　主催者及び関係者

詳しいことは役場年金係におたずねください。

こんにちは保健婦です

救急処置と日常の応急手当

暑い日が続きますがいかがお過ごしですか？世の中の多様化とともに致命的な事態に遭遇する機会が多くなっています。そのような場合、「救急処置は人まかせ」という訳にはいきません。

では、救急の場に居あわせたらどうしたら良いかというと、

①まず患者を安全な場所、それも平らな所へ移す。

②静かにねかす。枕不要。

③救急車を手配。近くにいる者に連絡してもらう。連絡は、現場の状況・患者の状態をわかる範囲で簡潔に伝える。

④患者の全身状態を見極める。一般的な観察でよい。

- ●呼吸・脈はあるか。
- ●意識・出血はあるか。
- ●衣服がからまって苦しくないか。

⑤救急車が到着するまでの間必要な救急処置を施す。

とかく救急の場では、驚きと恐怖の為に慌てがちですが、つとめて冷静に事を運ばなければなりません。救急処置の基本をイ・ロ・ハで以下に示します。

救急処置のイロハ

呼吸をしていない場合

イ　「イキの通る道」気道の開放と確保――頭を後方に下げ下あごを前に出す。

ロ　「口」くちうつしによる人口呼吸――肺を3〜5回ふくらませる。鼻はふさぐ。5秒に1回。

脈拍のない場合

ハ　「ハート」心臓マッサージ――胸骨の下から1/3の所毎秒一回のわりで圧迫する。（硬い物の上にねかす）

- ●一人で行う時、15回の胸骨圧迫に2回の人口呼吸。
- ●二人で行う時、5回の胸骨圧迫に一回の人口呼吸。

公害資料室のご利用を

県では、県民の方々に公害や環境問題の学習に利用していただくために、公害資料室を県企業庁舎二階に設けています。

この公害資料室には、大気汚染や水質汚濁をはじめ、自然保護や廃棄物など環境全般にわたる資料や文献、各県の調査資料などがあります。

閲覧できるのは、月曜日から木曜日までの午前十時から午後五時までです。

なお詳しいことは、公害資料室（〇四七二―二三―二六五八）または、県庁環境調整課（〇四七二―二三―四五二九）にお問い合わせください。

慶弔

★★ おめでた ★★

五月届出　男7　女5　計12

区名	出生児	性別	保護者
須賀	神定　恵	女	道也
〃	神定　隆輔	男	昌弘
浜	平山　久美	女	一郎
〃	式田　亮	男	官
新町	君塚　大玄	男	正光
〃	岩瀬　裕	男	正二
〃	永井　康秀	男	幸成
六軒町	小林ゆか里	女	登志男
岩和田	大野　真人	男	元嗣
〃	早川　真紀	女	松男
実谷	君塚　亮太	男	秋夫
上布施	竹永　美幸	女	賢

★★ おくやみ ★★

五月届出　男4　女7　計11

区名	死亡者	年齢
須賀	鶴岡　マチ	72
〃	鶴岡　とり	84
高山田	井上　しず	73
新町	尾上　ふじ	66
〃	池野　誠二	56
岩和田	市東　さだ	77
〃	旭　たか	85
実谷	黒川　幸一	7
七本	島津　すゑ	82
上布施	本吉　秋雄	75
〃	吉野　武夫	68

人　口

5月末現在

男	3,990人
女	4,410人
計	8,400人
世帯数	2,435戸

発行・千葉県御宿町　発行責任者・高梨　秀治

編集者・氏原　憲二